

給水装置工事施行指針

令和5年4月

青森市企業局水道部

給水装置工事施行指針

1 総 則

1. 1	目 的	1
1. 2	給水装置の定義	1
1. 3	給水装置の種類	2
1. 4	給水装置工事の種類	2
1. 5	工事の申し込み	2
1. 6	工事費の負担	2
1. 7	工事の施行	2
1. 8	指定給水装置工事事業者制度	3
1. 9	指定の更新	4
1. 10	指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置	4
1. 11	指定工事事業者の事業運営の基準	4
1. 12	給水装置工事主任技術者制度	7
1. 13	管理	8
1. 14	適用範囲	8
1. 15	違反行為	8

2 手続き

2. 1	給水装置新設等の申込み	9
2. 2	変更の申込み	16
2. 3	申込みの取消し	17
2. 4	道路占用・使用許可申請の手続き	17
2. 5	給水装置新設等申込みの承認後の着工	19
2. 6	工事検査	19
2. 7	分岐探知・分水止め	20

3 構造及び材質の基準及び使用材料の指定

3. 1	給水装置の構造及び材質	21
3. 2	給水装置の構造及び材質の基準	21
3. 3	基準適合品の使用	24

4 使用材料の指定

4. 1	分岐からメーターまでの構造及び材質の指定	27
4. 2	給水装置の構造及び材質	27
4. 3	メーター前後の標準配管	31

5 水の安全・衛生対策

5. 1	配管の基本事項	32
5. 2	給水用具	41

5. 3	給水管	41
5. 4	器具等	43
5. 5	機能水器具	43
5. 6	受水槽以下の設備	43
6 設 計		
6. 1	設計の基本事項	53
6. 2	基本調査	53
6. 3	給水方式の決定	54
6. 4	計画使用水量の決定に関する用語の定義	56
6. 5	計画使用水量の決定	56
6. 6	給水管口径の決定	64
6. 7	分岐	80
6. 8	仕切弁及び止水栓	81
6. 9	メーターの設置基準	82
6. 10	メーター口径の決定	83
6. 11	水道メーターの設置位置	84
6. 12	水道メーターの種類	85
6. 13	消火栓	86
6. 14	土工事	86
7	図面作成	87
8 施工法		
8. 1	一般事項	93
8. 2	分岐工法	94
8. 3	分岐止めの方法	97
8. 4	仕切弁及び止水栓	99
8. 5	仕切弁管及び止水栓管	104
8. 6	メーターの設置方法	110
8. 7	メーター代用管	110
8. 8	メーター樹 (φ 13 mm～φ 40 mm)	110
8. 9	メーター樹 (φ 50 mm以上)	110
8. 10	配管工事一般事項	114
8. 11	防護工	116
8. 12	防食工	116
8. 13	逆止弁	116
8. 14	凍結防止	116
8. 15	水抜栓の選定	117
8. 16	保温工	119
8. 17	受水槽及びプール並びに給水用具への配管	119
8. 18	消火栓の設置	120

9	土工事	
9. 1	一般事項	121
9. 2	掘削	121
9. 3	埋戻し	121
9. 4	復旧	122
10	現場管理	123
11	工事検査	124
12	維持管理	130
13	開発行為等に伴う水道施設	
13. 1	水道施設の設置	135
13. 2	開発行為等に伴う水道施設の設計における留意事項	137
14	水道直結式スプリンクラー設備	
14. 1	水道直結式スプリンクラー設備の設置	139
14. 2	水道直結式スプリンクラー設備の設計における留意事項	139
15	受水槽給水方式から直結方式への切替	
15. 1	受水槽方式から直結方式への切替の設計における留意事項	143
参考資料		
・	様式集	1～50
・	受水タンク方式の集合住宅へのメーター設置等に関する取扱要綱	1～4
・	受水タンク方式の集合住宅における戸別計量等に関する契約書	5～8
	管理人選定届	9
	専用回線設置届	10
	受水タンク以下の装置への水道メーター設置申込書	11
	受水タンク設置に伴う契約書に添付する図面	12
	受水タンク設置記録台帳	13
・	給水装置に関する設計水量等の基準	1～4
・	3階直結給水設計基準	1～8
・	3階直結給水に係る管理要綱	1～4
・	開発行為等により布設される水道施設に係る指導要綱	1～2
・	水道加入金取扱要領	1～19
・	指定工事事業者の違反行為に係る処分等の基準	1～2
・	青森市水道事業条例	1～17
・	青森市水道事業条例施行規程	1～25
・	青森市企業局水道部指定給水装置工事事業者に関する規程	1～8

付録

・水道法(抄)	1～10
・水道法施行令(抄)	11
・水道法施行規則(抄)	12～16
・水質基準に関する省令(要旨)	17～18
・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	19～25
・建築基準法施行令(抄)	26～27
・建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を 安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準(抄)	28～29
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(抄)	30～32
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(抄)	33
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(抄)	34
・厚生労働省からの通知等	35～48